

2015年11月30日

茨城県知事

橋本昌様

日本共産党茨城県委員会

委員長 田谷武夫

県議会議員 山中たい子

県議会議員 江尻加那

県議会議員 上野高志

2016年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

安倍内閣は、国民多数の声を踏みにじて集团的自衛権の行使を可能にする戦争法（安保法制）を強行しました。立憲主義と戦後70年間の平和の歩みをくつがえし、日本を戦争する国にかえる動きは断じて許されません。さらに、消費税10%への増税、国会決議違反のTPP推進など、国民の願いに反する政治をすすめています。

こうしたなか、県民生活と地域経済の困難さがますます深刻化しています。日本共産党が県内で実施した住民アンケートでは、最近の暮らし向きについて、「苦しくなった」「やや苦しくなった」が8割にのぼり、「税金や公共料金が上がった」「年金が少ない」「税金や国保税の負担が増えた」など切実な声が寄せられました。

東日本大震災から4年8カ月が経過しましたが、生活再建と地域再生は立ち遅れたままです。原発事故も未だに収束の見通しが立たず、放射能汚染への不安を広げています。さらに、9月の豪雨災害は、常総市を中心に甚大な被害をもたらし、復旧と再建は県政の最優先課題になっています。

いまこそ、「住民福祉の増進」という、広域的自治体としての役割を県政運営の基本に据えることが必要です。全国8位の財政力を、遅れている福祉・医療の充実、県民生活の支援に生かすべきです。大型開発優先から脱却し、産業政策を内需拡大に転換し、公共事業を生活密着型に切り替えることを求めます。

東海第2原発の再稼働を中止し、廃炉を求める声は県民の多数となっています。「原発ゼロ」を決断し、自然エネルギーの本格的導入に踏み出すべきです。

以上の立場から、来年度の予算編成にあたっては、県民生活と地域経済の現状を踏まえ、暮らしと福祉、中小企業と農林水産業への支援、教育条件の整備などを重点とするよう求めます。以下、重点項目を要望いたします。

〔目次〕

【 1 】台風18号の豪雨災害に対する要望（第3次）	1
【 2 】原発の再稼働中止、「即時ゼロ」を決断し、自然エネルギーに転換する	3
【 3 】医療・介護・福祉の充実をはかる	5
【 4 】暮らしと雇用を守り、中小企業を支援する	8
1 . 雇用を確保し、暮らしをまもる	
2 . 中小企業・自営業者、商店街の支援	
【 5 】地域農業を再生し、食料自給率を向上させる	10
【 6 】公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換する	11
【 7 】環境をまもり、安心して暮らせる地域・街づくりをすすめる	12
1 . 道路整備・交通関係	
2 . 河川整備	
3 . 環境問題	
4 . まちづくり	
【 8 】すべての子どもたちに行き届いた教育を保障する	17
【 9 】地方自治を守り、県民本位の財政を確立する	18
【 10 】県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる	19

[1] 台風18号の豪雨災害に対する要望(第3次)

記録的豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心に甚大な被害に見舞われ、2か月半が経ちました。11月16日の県議会臨時会で県の対策が決定しました。法適用外の「半壊」世帯への支援など、一歩前進ですが、現在も生活再建の目途が立たず、多くの市民が不自由な生活を続けています。今回の「決壊」は、堤防の整備の遅れが原因であり、「人災」であることは明白です。この間の知事、ならびに職員のご奮闘に敬意を表するとともに、総力をあげた取り組みを求めます。

(1) 第2次避難所、仮設住宅

常総市では、寒い冬を前にホテル等を第2次避難所として指定した。「3ヵ月」と限定せず、被災者の状況に合わせて柔軟に対応する。

自宅で避難生活を送ることを余儀なくされている人が多数にのぼる。「見守り機能の充実・支援物資提供」、「被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援」を実施する。

公営住宅の提供は、半壊以上を対象としているが、一階部分が使えず、生活に困難をきたしている人にも広く提供する。

地域コミュニティを維持するために、応急仮設(福祉長屋)をつくる。

(2) ごみ、ガレキ対策

環境省は、「災害等廃棄物処理事業補助金」について、「建築廃材という性状だとか床下・床上浸水だとかの態様によって区別されるものではない。市町村の事業については環境省で補助していくスキームになっている」と述べている。建築廃材も災害ゴミとして処理し、床上、床下の区別なく回収する。国庫補助と県補助で、被災者と市負担をなくす。

(3) 外国人被災者について

母国語による制度の説明資料が配布された。外国人への対応サポートをさらに強化する。就労支援を行う。

(4) 被災住宅再建への支援強化

県と市の「半壊」に対する独自の支援(25万円)を「店舗付き住宅」にも適用する。

県は被害が甚大であり、生活と生業の再建ができるかどうかの深刻な事態であることを国に訴え、被災者生活再建支援法の「半壊」への適用拡大と限度額の大幅な引き上げを求める。

被害認定について、平成25年6月内閣府(防災担当)「被害に係る住家の被害認定基準運用指針」をさらに改善し、被害認定を柔軟に行う。

アパート等の借家人も被災者再建支援法が適用されることを明確にし、徹底をはかる。被害認定を早期に行うため、県職員等を派遣する。

ペット同行避難者の被災者に住居を保障する。

(5) 住宅の応急修理

県は、「半壊」住居に対する制度の所得制限を撤廃した。すでに修理し代金を支払った人の所得が高いわけではない。領収書の添付で応急修理費の支払いを認めるよう国に働きかけ、県独自でも実施する。井戸が使えなくなり、水道を敷設する場合は、全額公費で負担する。

床下浸水でも、床や壁を直して入る人には制度を適用する。

(6) 被災世帯の国保税、介護保険料を減免する

「全壊」「大規模半壊」に限らず、被災世帯に対し減免する。県は財政支援を行う。

(7) 農地・農業施設災害復旧事業、田畑の再生整備

農地の復旧計画は、地権者・耕作者とよく話し合い、納得のいく整備を進める。事業計画や事業期間、見通し等を速やかに示す。

(8) 来年の農業収入

今年の麦をはじめ、来年の米の種まきや収穫の目途がたたない農家への財政支援を講じる。

(9) 農業被災者経営体育成事業（ハウス、農機具等の支援）

制度適用に多くの農家から、「これで農業が続けられる」など喜びの声が寄せられている。補助率をさらに引き上げるよう国に求める。農機具に軽トラックを含める。

(10) 収穫後の浸水米対策

農林省は、「来年の営農再開に向けて行う土づくりや種もみ・肥料・農薬の準備などの取り組みに要する経費について、必要な財源を確保した上で助成する」としているが、収穫前に被害に遭われて方と収穫後の保管中に被害に遭われた方との間で不公平をなくすことが行政の責任である。

多くの農家の農業共済保障は70%までである。激甚災害に指定されたことから国・県として20%上乘せする制度をつくり、90%にする。

刈取り後の浸水被害米は、農林事務所が常総市の農家1,380戸を訪問し調査した結果、1,092トンであることが明らかになった。同率の90%の補助を行う。

収穫後水害に遭った保管米の推計被害額は、約2億3265万円となっている。この責任は、鬼怒川の整備を遅らせてきた国にある。何の責任もない農家をそのまま放置することは、人道的にも許されない。販売米も自家消費米もない農家、1円の収入もない農家が多数にのぼる。これから年末にかけ、収穫後に支払い予定の農業機械ローン、肥料代等の請求がのしかかってくる。一刻も早く、救済の手を差し伸べなければならない。遅くとも12月10日までに、農協概算金支払いと同率の補償を行う。

(11) 中小企業の再建支援

県として中小企業の再建に50万円の補助を行うことになったが、被害の規模は数百万円にも上る企業も少なくない。直接補助の増額を行う。「グループ補助」の実施を国に求める。

(1 2) 鬼怒川と関連河川の整備

鬼怒川の県内堤防整備は 17%と遅れ、今回の災害をもたらした。また、若宮土の自然堤防が掘削された。県として、国に水害の原因究明と責任を明らかにするよう求める。「ダムより堤防を」の立場にたち、直ちに予算措置をとり整備する。

[2] 原発の再稼働中止、「即時ゼロ」を決断し、自然エネルギーに転換する

(1) 東海第二原発

東海第二原発の適合性審査をとり下げるよう日本原電に勧告する。東海第二原発は、半径 30km 圏に 100 万人が暮らす人口密集地であり、本県策定の広域避難計画にもとづいて市町村別の避難計画の検討が進められている。しかし、被曝せずに短時間で避難することが不可能であることは、多くの県民の共通認識になっている。また、老朽化原発特有の課題といえる非難燃性ケーブルの難燃化対策について、原子力規制委員会が疑義が呈していることなどに示されているように、適合性審査申請に多くの不十分な点があることが審査の遅れを招いている。この際、申請を取り下げるよう日本原電に勧告する。

運転期間延長の認可申請を提出しないよう原電に指導する。東海第二原発は、2018年11月に営業開始40年になる。東日本大震災で被災し、圧力容器の劣化も懸念される。原電に「運転期間延長認可申請」を提出しないよう指導する。

(2) 子どもの健康調査

福島県第19回県民健康調査検討委員会に提出された甲状腺検査評価部会の「中間取りまとめ」では、「甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い」と発表された。茨城県南は放射能のホットスポットであり、事故当時、水道水に多量の放射性ヨウ素が含まれたと仮定できる。特に小さな子どもを持つ親の不安があり、国と県で子どもの健康調査を実施する。取手市、守谷市、常総市、つくばみらい市など、少なくとも「放射性物質汚染対処特措法」で指定された20の市町村を「支援法」対象地域に指定する。本県でも健康調査を実施する。

北茨城市でも、放射能ブルームがながれた。市民の不安に応えるため、平成24・25年度に、市独自で当時18歳以下の子どもたちを対象に、「甲状腺超音波検査」を実施した。この検査費用について、本年度の復興特別交付税で国費を充てることができたが、今後の保障はない。福島県での健康調査の結果からみても継続検査は必要であり、北茨城市当局も実施の方向である。

厚労省の疫学調査での指摘にもあるように、福島の隣県である茨城県でも健康調査を行う必要があると考える。住民の不安も根強くあるなか、せめて実施する意向のある自治体の今後の検査費用について、国の支援を求めるとともに県として支援する。

(3) 東海原発のL3廃棄物処分

日本原電がすすめる東海原発の放射性廃棄物L3の素掘り埋設計画について、漁業関係者や住民から不安の声、「これ以上、海を汚すな」という声が広がっている。県として申請を許可しない。

日本原電は、JPDRの埋設実験結果をもって「安全宣言」をしているが、規模も内容も大きく違う。規制委員会として、地下水、大気、海水、人への影響を独自に審査し公表する。

「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」では、コバルト60、ストロンチウム90、セシウム137の3種に限って放射性濃度（ベクレル/kg）の上限値を規定しているが、その他の核種については規定されていない。トリチウム、カーボン、クロル等、考えうる全核種について、それぞれ限界値を示して規則の抜本的改正を行う。

一時保管の考え方により、監視者が内部に入って保管状況を確認可能とし、雨水・海水等水対策、地震対策、突風・竜巻等風対策を十分行った遮断型構造による施設で管理することを原電に求める。

(4) 指定廃棄物の処理

3,600トンに上る(2014年12月末現在)県内の放射性指定廃棄物について、報道によれば、「現在の場所で嚴重に保管し、減衰した順に指定解除を受けて既存の処分場に移す」という首長らの意見について、環境省が検討中となっている。

「現在の保管場所で嚴重に保管」といっても、例えば、ひたちなか市にある県那珂久慈流域下水道処理施設の場合は、標高が5m程度しかなく、津波によって拡散する危険性がある。

守谷市にある常総環境センターの場合、利根川、鬼怒川が近く、洪水の心配や台風、竜巻による拡散の危険性がある。もし、「8,000ベクレル/kg以下に減衰したら、既存の処分場に移せば済む」などという考え方は安易に過ぎる。

龍ヶ崎塵芥処理組合では、溶融飛灰固形物181.5トンの指定廃棄物を保管している。現在の数値は3千ベクレル/kg台まで下がっているが、同場所の最終処分場への埋め立ては、地元住民の理解は得られていない。常総広域事務組合の保管中の放射性焼却灰の保管ドラム缶2,773本が劣化している。

栃木県、宮城県、千葉県などでも住民の理解が得られず、「県内1ヵ所で管理する」という環境省の方針は、いずれの県でも見通しが立たない状況になっている。現在の管理状態を改善するとともに、抜本的に再検討する。

(5) 霞ヶ浦の汚染対策

福島第一原発の事故によって、霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が流入河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつある。霞ヶ浦流入河川の放射性物質調査を引き続き実施し、必要な対策を講ずる。

霞ヶ浦の水は、県民の飲料水、農業用水である。湖内や底質の調査地点を増やし、公表する。

霞ヶ浦の漁業者等（加工業者も含め）からも、「放射能をなんとかして欲しい」との声があがっている。環境省だけでなく、国交省、農水省が一体となった取り組みをさらに強化する。

（６）日本原子力研究開発機構東海再処理施設

日本原子力研究開発機構は、使用済み核燃料の処理で生じたプルトニウム溶液を粉末にして安定化する処理作業を再開し、高レベル廃棄物のガラス固化を予定している。安全対策を求め、住民への説明会を開催する。

（７）一般・産廃最終処分場の安全対策

（財）茨城県環境保全事業団が運営する産業廃棄物処分場「エコフロンティアかさま」は、建設時の「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」で「放射性物質及びこれによって汚染されたものは受入禁止」と明記されているにもかかわらず、福島第一原発事故後に「放射性物質汚染対処特措法」が制定されたことによって、県内外から、放射能を帯びた廃棄物が膨大に搬入された。市民団体調査によれば、埋設された放射性セシウムは総量１千億ベクレルを超えている。遮水シート破断などによって漏れ出す危険性は、日々高くなっている。上水源・水田・農地汚染、海洋汚染が起きるのは必至である。これ以上、放射能を帯びた廃棄物を「エコフロンティアかさま」に搬入しないこと、埋め立て処分の方法を抜本的に改める措置をとるよう指導する。

これは、エコフロンティアかさまのみならず、県内に存在する一般廃棄物・産業廃棄物、公立・民間を問わず、いずれの最終処分場にも共通する問題である。全処分場の実態調査を実施する。市町村についても指導する。

[3] 医療・介護・福祉の充実をはかる

（１）生活保護制度

生活困窮者学習支援事業への国補助は、現在２分の１となっている。生活困窮の負の連鎖を断ち切るためにも全額補助に戻す。

生活保護利用者の自動車保有条件を拡大する。保育所の送迎などで車の利用は認めていない。これでは母親が働けない。水戸市はバスなどの公共交通が不便であり、保育所送迎なども車保有の対象とする。

水戸市では扶養義務能力の調査が、市の専門嘱託職員によって実施されている。昨年度は、扶養義務者宅を６９７戸訪問した。この調査は生活保護利用者の親、兄弟に対し、仕送りできるかどうかの訪問である。この結果、娘の嫁ぎ先まで職員が訪問し、実家の親が生活保護を受けていることがわかり、嫁ぎ先の家族関係が悪化し、離婚になった例もある。扶養義務調査は、親族と生活保護利用者の関係を悪化させ、生活保護の新規受給を抑制している。嘱託職員の人件費は国補助が出ており、親族の関係を悪化させる扶養義務調査を中止するよう

国に求める。

3年連続して生活保護基準額の引き下げが行われた。その結果、食費を切り詰め、風呂の回数を減らし、冠婚葬祭もできなくなるなど、生活保護利用者の生活は一層苦しくなっている。今年度は住宅扶助費、冬季加算の引き下げが行われた。国に対し、生活保護基準、住宅扶助費、冬季加算の引き下げは中止し、元の基準額に戻すよう求める。

(2) 障がい者福祉

水戸市内には知的障がい者、身体障がい者の生活支援入所施設が5ヶ所しかなく、いずれも定員一杯で待機者が76名もいる。このうち、知的障がい者の生活支援入所施設は2ヶ所で、親から新たな入所施設の建設を求める2400名の署名が本年10月に水戸市に提出されている。身体障がい者生活支援施設も市内に1ヶ所で、家族から増設の強い要望が出されている。積極的に増設する。

障がい者が地域で自立した生活が出来るよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ施設の充実を図る。

災害時の障がい者の避難場所（福祉避難所）を地域に設置する。

(3) 交通運賃割引制度

精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に、JRやTXなど交通運賃割引制度の適用を対象とするよう国に求める。県としてJRやTXに申し入れる。

(4) 子どもの医療費助成

子どもの医療費助成は高校卒業まで対象を拡大する。当面、通院、入院とも中学卒業まで所得制限・自己負担もない完全無料化を図る。国に制度化を求める。

医療費助成自治体への国庫負担減額のペナルティは徹廃するよう国に求める。

(5) 児童養護

水戸市で本年9月、市内アパートの室内で3歳男児が母親（子ども5人の母子家庭）の虐待により死亡する事件が起きた。生まれてから乳児院で措置していた男児を、3歳になったことをきっかけに、母親の希望を優先する形で家庭に戻した直後に事件が起きた。児童養護施設に措置することが適当であった。この事件の教訓からも、要保護児童対策協議会や児童福祉司等の役割や専門性が問われている。

児童福祉司や児童心理師の増員（本県52人、24人）と専門性を高める措置を強力に進める。

児童養護施設（県内18施設）の小規模化及び家庭的養護の推進において、本県計画では平成27年度から平成41年度までの15年間で、定員を716人から538人に25%削減する方針である。本年7月現在、定員697人に対し、措置児は55人（充足率79%）であり、入所を抑制していると思われる。厚生労働省の雇児1130第3号 H24.11.30通達において「小規模化・地域分散化は施設経営を縮小することではなく、その機能を拡大させ施設の役割を大きく発展させていくこと」とあることから、本県の大幅定員削減計画は適切で

はなく、見直す。

県内のある社会福祉法人において、地域小規模施設開設に向けて、正職員3名+臨時職員1人で、6人の児童を24時間みる体制を検討したところ、宿直ローテーションが月7日となり、労基法違反になるとの指摘があるが、県の改善策を示す。

(6) 保育・学童保育

今年4月の本県保育所待機児童は、3年連続増加して373人(前年比146人増)になり、その8割が0、1、2歳児である。認可保育園増設のための予算を十分措置するとともに、低年齢児の入所枠の拡大策とそれに伴う保育士配置を保障する事業を継続・拡充する。

保育料算定方法の変更で年少扶養控除のみなし適用が原則廃止されたことによる保育料負担増の実態を把握する。年少扶養控除に代わる減免措置の導入や多子世帯減免の拡大など、保育料軽減措置を実施する。

国が定める保育料の算定基準(最高額104,000円)が高すぎる問題に対し、国際的にも低水準の就学前教育への公的負担を抜本的に引き上げる。

土曜保育について11時間開所、給食提供を実施するための、保育士や調理員の人件費を確保できるよう、公定価格を引き上げる。また、地域や保護者ニーズに合わせて短時間保育や給食未提供とする場合において、運営費を減算しないことを市町村に徹底する。

民間保育園に対し、障害児保育の加配や用務員の配置補助など、県独自に支援する。

放課後児童健全育成事業の対象が小学校6年生まで拡大されたが、県内44市町村のうち2町(大洗町・大子町)で原則3年、又は4年までの受け入れとなっている。また、水戸市の公立施設では、施設や指導員の不足を理由に4~6年生の利用が制限されている。入所要件を満たす全ての子どもが利用できるよう、国庫補助の拡大を国に求めるとともに、市町村の取り組みを促進する。

(7) 予防接種

肺炎球菌の予防接種は65歳以上1回ではなく、回数を増やす。

(8) 国民健康保険

県単位への移行は中止し、国庫負担の大幅引き上げを国に求める。

医療費助成に対する県内市町村のペナルティー額(26年度と27年度)を明らかにする。その廃止を国に求める。

27年度実施の「低所得対策の強化」の財政支援(約1,700億円)の県内の支援額を明らかにし、国に増額を求める。

(9) 介護保険制度の改善

要支援者の介護保険外しを中止する。

特養への入所は要介護1から可能にする。

介護報酬の引き下げをやめて元に戻す。

保険料にリンクさせずに介護士の報酬引き上げ、待遇改善を行う。

(1 0) 後期高齢者医療制度

来年見直し予定の保険料は、値上げしないよう県として対策を行う。

9割軽減措置を継続する。

一部自己負担3割が本人申請により1割となる。しかし、後期高齢者は手続きが困難であるため、申請しなくても対応できるよう改善を図る。県広域連合や国に申し入れる。

(1 1) 地下水利用

東日本大震災の経験から水道事業での地下水の役割が一層重要になっている。地下水利用の規制を緩和し、有効利用ができるようにする。

[4] 暮らしと雇用をまもり、中小企業を支援する

1 . 雇用を確保し、暮らしをまもる

(1) 雇用対策

10月から始まった若者雇用対策法に基づく中小企業認定制度の普及活用を図る。

非正規労働者を正規化した場合の、企業への直接支援を充実させる。

(2) 労働者の解雇が自由になる「限定社員制度」、残業代ゼロを狙うなどの労働法制の改悪に反対し、不当解雇、大リストラなどが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に求める。

(3) 「派遣切り」「雇い止め」、不当なリストラをやめさせる行政指導を強化する。雇用維持に最大限に努力するよう、経済団体、主要企業に強く要請する。

(4) 若者を違法な労働条件で働かせる、いわゆる「ブラック企業」について、労働局とも連携し、県として実態把握を行い、企業の違法行為を根絶させるために取り組む。「知って得する8カ条」を若者向けに増刷配布し、働く者の権利を周知する。

(5) 若者の就労支援と不安定雇用を改善する。県内の企業、事業所に正規雇用を強く要請し、若者を雇用した中小企業に就職奨励の助成制度をつくる。若者向け職業訓練の実施、資格取得のための奨学金制度を創設する。

(6) 新卒者の就職支援を強める。卒業後3年間は「新卒扱い」として就職斡旋の対象とし、就職活動でも差別しないよう企業や大学に要望する。就職できなかった高卒者に対して臨時雇用などの対策を講じる。

(7) 学生アルバイトに違法・無法な働き方を強いる悪質なバイト 「ブラックバイト」への対策を強める。県の労働相談窓口を学生向けに充実させる。本年より大学や専修学校にも配布する、「知って得する8カ条」で働く者の権利を周知する。

(8) 労働条件や賃金不払いなどの相談を受ける県の労働相談窓口を拡充する。「いばらき労働相談センター」を充実させ、各地区に相談窓口を復活させる。

(9) 人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、教育などの分野や、自然エネルギーを活

用した環境分野での雇用を創出する。県自らが雇用不安をつくり出している県職員・教職員削減計画は中止する。

- (1 0) 最低賃金を全国一律に時給 1 0 0 0 円以上に引き上げるとともに、本県の最低賃金の引き上げを国に求める。そのために中小企業支援の抜本的拡充を国に求めるとともに、県としても独自の支援策を講じる。
- (1 1) 公契約条例を制定し、県発注事業にかかわる下請け労働者の低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障する。県、市町村などの地方公共団体における臨時、嘱託職員の賃金引き上げなど、大幅な処遇改善を図る。
- (1 2) 失業者の生活援助、再就職支援を強化する。失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、受給資格の要件緩和など、抜本改善を国に求める。
- (1 3) 公共職業訓練の拡充をはかる。産業技術専門学院、農業大学校は希望者全員を受け入れ、授業料は無料に戻す。

2 . 中小企業・自営業・商店街の支援

- (1) 消費税率 1 0 % 引き上げは、「先送り」ではなく「中止」するよう国に求める。中小業者の課税免税点の引き上げ、分納・延納措置を認める。外形標準課税を中小企業まで拡大しないよう国に求める。
- (2) 中小企業・商工業者への金融支援策を拡充させる。県の融資制度や借換制度について、限度額の引き上げや金利の引き下げ、返済期間の延長、貸し出し条件の緩和など、一層の改善を行う。県独自の無担保無保証人融資制度を創設する。市町村の特別小口融資制度の積極的活用へ適切な指導を行う。
- (3) 下請企業への不当な単価切り下げをやめさせる。下請二法を厳格に運用し、緊急相談体制を整えるなど、指導・監督を強化する。
- (4) 生活密着型の公共事業を大幅に増やすことで地元中小企業の仕事を確保する。公営住宅の改修・建設、学校の耐震化・老朽化対策、福祉施設の建設・改修・建て替え、公共施設のバリアフリー化など、県民生活分野の公共事業を優先する。
- (5) 地域経済への波及効果が極めて高い住宅リフォーム助成制度を導入する。市町村で実施している住宅リフォーム助成制度や小規模工事者登録制度に対し助成する。
- (6) 入札・契約制度は、中小規模の工事に大手業者の参入を規制する制度に改める。一定金額以下の公共工事の発注は、県内中小建設業者に優先発注する。中小建設業者が受注しやすいよう、分離・分割発注をすすめる。
- (7) 県の委託業務・発注工事で働く労働者の労働条件や賃金が適正に確保されるよう、公契約条例を制定する。
- (8) 茨城租税債権管理機構は、「差し押さえ」「競売」などの強権的「滞納整理」をやめる。住民の生活実態に即した相談・収納活動に転換し、租税債権管理機構は廃止する。

- (9) 所得税法第 5 6 条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分(自家労賃) を経費として認めるよう国に求める。従業員 5 人以下の小規模事業所の実態調査を行う。
- (1 0) 商店街活性化のために、公営住宅や福祉施設など、公共・公益施設と組み合わせた商店街づくりを推進する。歩道、照明、駐車場・駐輪場、休憩所などの整備、高齢者への宅配支援、イベント事業などに助成を拡充する。
- (1 1) 空き店舗を活用しての生鮮品の店の確保や子どもや高齢者の居場所づくり、高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みや地元農産物の直売所の開設、朝市など農商工連携の取り組みを支援する。
- (1 2) 大型店の無秩序な出店から地域商店街や中心市街地を守る。大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる、県独自の条例を制定する。大型店の閉鎖・撤退に事前協議、代償措置を義務付ける。大型店の出店を許可制にするよう国に求める。

[5] 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる

- (1) 本県農業にも壊滅的な打撃を与える T P P (環太平洋連携協定) からの撤回する。日本の農業と食料に重大な打撃をあたえる F T A (自由貿易協定) や F T A A P (アジア太平洋自由貿易圏) に反対する。食料主権を保障する貿易ルールを確立し、食料自給率を早期に 5 0 % 台に引き上げるよう国に求める。
- (2) 2 0 1 5 年産米の米価暴落に対し、緊急対策を行う。
 - 国にたいし過剰米の買い取り、米に対する需給調整に直ちに乗り出す。
 - 今年度の米直接支払い交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策を国に求める。
 - 県として価格補償などの対策を直ちに実施する。
- (3) 農業経営の持続的な再生産を保障させるために、農産物価格を一定の水準で支える価格保障と、農業の環境保全機能などを守る所得補償を抜本的に充実させる。
- (4) 水田による主食用以外の増産に力を入れる。麦、大豆、飼料作物など、農家が安心して増産できる条件を整える。
- (5) 県産農産物の消費拡大を図る。県産品の米や農水産物を学校や病院・福祉施設などで積極的に活用する「地産地消」の取り組みを強める。米飯給食を増やし、地元産を活用したパンや加工品の普及・拡大を支援する。朝市や直売所、地域の農産物による加工事業に対する支援を拡充する。
- (6) 中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求め、県として中山間地など条件不利地への支援を充実する。
- (7) 農地中間管理機構は条件のよい優良農地に営利目的の企業が参入しやすい仕組みであり、耕作放棄地の増大や農地の荒廃を食い止めるものではない。貸付先は地域の農業者を優先し、農民代表を機構役員に選任するなど制度改善を国に求める。

- (8) 新規就農者を増やす特別の努力を行う。年 1 5 0 万円を最長 5 年間支給する青年就農給付金事業は要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にする。6 0 歳以上の定年退職者などにも農業技術の研修や農地の斡旋など就農しやすくするよう支援する。
- (9) 食の安全を守る。食品の検査・監視体制を強化する。牛海綿状脳症 (B S E) の全頭検査は国に再開を求めるとともに、県独自で全頭検査を復活・継続する。
- (1 0) 農産物・畜産物・水産物の放射能汚染検査を継続し、検査体制を強化する。生産者に迅速な補償を国と東電に求める。
- (1 1) 鳥獣害対策を抜本的に強める。防護柵・わなの設置など農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシなどの捕獲に補助制度をつくる。
- (1 2) 県産材利用促進のため学校や公共住宅など、公共事業への利用を積極的に進める。県産材を使用した住宅建築を支援する。間伐材の利用や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など、新たな事業の促進を図る。
- (1 3) 漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。燃油高騰に対する支援を行う。現在、時限立法で措置されている燃油 (軽油取引税等) の免税措置を恒久化するよう国に求める。

[6] 公共事業を大型化遺髪優先から生活密着型に転換する

- (1) つくばエクスプレス (T X) 沿線開発、工業団地、桜の郷整備事業、常陸那珂港臨海土地造成、阿見吉原開発など将来負担が伴う県事業について、一つひとつ検証し、見直し・中止を決断する。
- (2) 茨城港常陸那珂港区の中央・南ふ頭建設は中止する。中央ふ頭の一部を埋め立てる新たな工業団地造成は中止する。常陸那珂地区開発は凍結し、県民生活優先の立場から土地利用計画の全面的な再検討を行う。
- (3) 「就航対策」など茨城空港事業にこれ以上の税金投入はやめる。航空会社の損失を税金で補てんする「搭乗率保証制度」の導入は行わない。
- (4) つくばエクスプレス (T X) 沿線の土地区画整理事業は、地元自治体の負担をなくし、規模縮小を含め根本的見直しを図る。
- (5) 過大な水源開発を中止する。

霞ヶ浦導水事業は、過大な水需要に基づく住民負担増や環境悪化などの観点から、事業継続の中止を国に求める。漁業者の同意のない那珂川取水口工事は行わない。

ハツ場ダム事業は利水・治水とも必要性が失われており、中止するよう国に求める。計画地の住民への補償と生活再建、地域振興を図るために法律を制定し、施策の具体化を図る。思川開発の中止を国に求める。

- (6) 水の需給計画を県民本位に見直す。水道事業の水量、料金、契約水量については、地下水などの既得水利権を優先し、市町村への過大な押し付けは見直す。
- (7) 広域水道事業の黒字分を還元し、水道料金を引き下げる。県南広域水道と県西広域水道の統合計画は中止する。
- (8) 通学路を緊急に整備する。歩道の整備、信号機の設置など児童が安心して通行できるよう通学路を整備する。

[7] 環境をまもり、安心して暮らせる地域・街づくりをすすめる

1 . 道路整備・交通関係

(1) J R 水戸線の改善

友部発・下館行き水戸線の終電を1本増発する。水戸発の下館行きは終電が22時30分である。友部発23時55分頃の下館行き電車を設定すると水戸発23時35分上り土浦行き上り常磐線が友部駅に23時49分頃到着するので水戸線との接続が可能となり、笠間駅等への乗降客の利便性が向上する。現在は水戸駅発23時35分発に乗車し、友部駅で下車すると、笠間方面に行く電車がいない。友部駅で下車してからタクシーで笠間方面に向かうと約3千円程度の費用がかかり大変である。

笠間発・水戸行き水戸線始発を現行より早めて運行する。現在笠間発の水戸行き水戸線は始発が6時12分である。中心都市の水戸へ着く時間が遅く常磐線上り上野方面へ通勤・通学・観光等に不便である。笠間駅発5時30分頃の友部・水戸行き電車を設定する。友部駅で5時42分発常磐線上り上野行きに接続し、上野駅に7時39分に到着できる。上野方面の通勤、通学等に便利となる。笠間駅から東京に通勤が可能となる。水戸方面に早い時間帯に行くことができ、通勤、通学の利便性が高まる。水戸方面の早朝の通勤通学が不便な現状を改善できる。

(2) 取手駅の改善

取手駅東口構内バリアフリー化（エレベーター・エスカレーター設置）の早期実施を指導する。J R常磐線駅乗降客県内一の取手駅が、今なお、バリアフリー未整備駅でJ Rの鉄道事業者としての役割をはたせていない。地元自治体・乗客も繰り返し求めるバリアフリーの早期整備を行うよう指導する。取手市は、取手駅東口構内のバリアフリーを促進するため、本年6月補正で調査委託料1,080万円を計上（100%補助）し、J Rに、「整備計画」の策定と事業促進を求めた。

(3) つくばエクスプレスの黒字分を利用者に還元する。特に学生定期をJ Rなみにするよう、鉄道会社に要請する。

(4) 交通運賃割引制度

精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に、J RやT Xなど交通運賃割引制度の適用対

象とするよう国に求める。県としてJRやTXに申し入れる。

(5) 県道の整備

つくばみらい市：市町村合併支援事業で行われている県道3号線(つくば野田線)の茨城ゴルフ場と常陽ゴルフ場間の整備を早急に進める。自転車・歩行者の危険な状態が増している。

つくばみらい市：常総橋の側道端を渡り終えると歩道がなく、大変危険である。地元の意向を大切にしながら、歩道設置や安全対策を進める。

つくばみらい市：東櫛戸台線は本来県事業として実施すべきであり、旧354号線まで片側1車線の工事終了後は県道として整備する。

県道の草刈り回数を増やすとともに、縁石の土の撤去を行う。一昨年、県道脇の草が伸びて見通しが悪かったため、高校生が交通事故でなくなっている。

県道土浦・龍ヶ崎バイパスの早期完成。牛久阿見インターまで開通しており、早期も延伸する。

(6) 通学路の安全対策

国指導の点検(平成24年度)後の市町村プログラムへの国補助を求めるとともに、県としても実施する。

国道50号線の通学路安全対策

笠間市福原地区の交差点の横断歩道を付け替え、信号機を移設し、通学路の安全を確保する。現状は横断歩道が交差点の中心付近にあり、小中学生の通学に危険性がある。

歩道の整備、信号機の設置、生活道路整備予算の増額などで、児童が安心して通行できるよう通学路を緊急に整備する。

県道赤浜谷田部線(つくば市高須賀集落内)は通学路であるが、朝夕の交通量も多いうえ、S字カーブの坂道となっており、歩道未設置部分を残している。歩道設置を急ぐとともに歩行者の安全確保策をとる。

(7) 信号機設置などの交通安全対策

信号機の設置予算を大幅に増やし、設置要望に応える。

牛久自然観察の森入り口に信号機を設置する。

6号「牛久市役所入り口交差点」に右折信号機を設置する。

常陽銀行牛久支店脇からを6号国道への出口。見通しが悪く、交通事故多発箇所となっている。入り口のみ的一方通行にするなど対策を要する。

県道201号藤沢荒川沖線のつくば市上野地内～高岡～125号のバイパスが昨年開通した。201号線と農道の交差点に信号機を設置する。

2. 河川整備

(1) 那珂川水系河川改修において、茨城県内の堤防整備率59.6%(平成26年度末)を向

上し、治水の安全対策を早急にはかるために、無堤部の築堤計画を明らかにするとともに、整備を促進する。また、那珂川全体の堤防整備率及び栃木県内の堤防整備率を示す。

(2)平成26年10月6日の台風18号の大雨によって発生した石岡市総社2丁目地内の急傾斜地におけるがけ崩れの対策は、市の努力でとりあえずの対策がこの10月に行われたが、不十分である。付近に5戸以上ないと県の事業として適用しないという条件を緩和するとともに、国予算の増額を求める。

(3)恋瀬川が今年の台風18号関連の大雨で氾濫し、片野地区で床下などの被害が出た。恋瀬川流域では、大雨の際、常習的に水害が起こっている。県が本年2月に発注した治水計画検討業務委託の結果に基づき、河川改修計画が速やかに進められるよう財政措置を行う。

(4)つくば市内を流れる桜川にも避難情報が流れた。川幅が狭く河川敷には、樹木が密集しているところもある。樹木の伐採や川幅の拡張工事を実施する。

(5)筑西市下川島地区「そば処まるじゅう」は1ヵ所程度の浸水被害が生じた。堤防未整備地区の整備を行う。

(6)関本分中(せきもとわけなか)は漏水した。筑西市船玉地区の堤防未整備地区を整備する。

(7)結城市久保田地区(筑西市船玉地区の対岸)は、鬼怒川の水位が上がり、合流する田川に逆流し、久保田地区で浸水被害が生じたので、対策を講じる。

(8)下妻市前河原地区堤防未整備の整備を行う。北台川との合流地点付近である。北台川の水門を閉めたので、その下手にある2カ所の土手を越水した。

(9)取手市内中央タウン(西1丁目)地先の堤防も鬼怒川決壊箇所と同様、未整備区域を残している。本年度中の完成(予定)と聞いているが、早期実現を国に求める。

(10)取手市の水害対策にとって利根川増水時の内水排除が課題となっている。利根川、小貝川の排水樋管にポンプ場がない樋管の中でも、取手市東部地域の雨水排水のほとんどが集中する長町排水樋管にポンプ場設置が必要である。早期設置を国に求める。

(11)ひたちなか市の中丸川(勝倉・三反田)の水位が上昇し、道路に溢れ出した。下流部分の川幅は広がったが、上流は工事中であり、早急に工事を実施する。

(12)小貝川の早期河川改修

小貝川について危険・重要度Aランクの早期改修を図る。

3. 環境問題

(1)ゴミ焼却施設の「広域化」

3市(石岡市、小美玉市、かすみがうら市)1町(茨城町)によるゴミ焼却施設の広域化大型化建設計画は、住民不在でごみの減量化(3R)に相反する。

ゴミ焼却施設の建て替えが小規模・分散型でも可能になるように、循環型社会形成推進交付金(費用の3分の1)の要件を、人口5万人以上かつ面積が400平方キロメートル以上との基準を抜本的に見直す。

ごみ発電に誘導する高効率熱回収型ごみ焼却施設には費用の2分の1を交付する基準も抜本的に見直す。

(2) 霞ヶ浦の環境対策、導水事業の中止

霞ヶ浦の水質は最近5年間で劇的な改善が進み、2009年に9.5mg/ℓのCODは、2013年6.8mg/ℓとなった。実に、5年間で2.7mg/ℓの削減で霞ヶ浦導水事業の3倍の効果を、わずか5年間で達成した。この5年間には森林湖沼環境税の導入等、茨城県水質保全計画に係る対策が実施されている。その内容を精査し、効果の大きかった対策を重点的に推進する。

(3) 常陸川水門の操作による漁業および生物多様性再生

最近5年間の水質改善は、生物にも大きな効果をもたらし、かつて絶滅寸前にまで追い詰められたワカサギ資源が、最盛期の状態(昭和40年頃)にまで復活している。シラウオも同様の状態にあるが、この2種以外の魚類、特にハゼ類は、絶滅寸前の状態にある。ウナギについても同様で、このままの状態では漁業や観光業等の関連産業は衰退の一途をたどり、消滅することになる。

利根川下流域の生物多様性を回復し漁業を中心とする6次産業による地方創生を達成するために、以下のこと実施する。

自然湖岸の再生は、国土交通省による様々な工事が実施されてきたが、有効なものはない。本県の板柵による水生植物帯造成事業で、ヨシ・マコモは回復しつつあるが、魚の産卵場として重要な水草の再生は皆無である。先の事業を参考に、それを越えるヨシ・マコモと水草の複合水生植物帯の再生を行う。

利根川に遡上するシラスウナギは、かつて全国の80%にも達していたが、常陸川水門、及び利根河口堰の完成後、激減している。このことが全国的ウナギ資源減少の主たる原因となっている。国際自然保護連盟によって絶滅危惧種に指定されたニホンウナギ再生対策として、ウナギの産卵回遊時の水門操作(順流開放)、及びシラスウナギ遡上期の短期の操作(逆流操作)を実施する。

4. まちづくり

(1) 研究機関の移転

東京一極集中改善のために研究所移転を行い、筑波研究学園都市がつくられた。いわば、今回の地方創生による東京一極集中改善のモデルになる都市である。この学園都市から研究機関を地方に移転をさせようという動きは到底認められない。撤回するよう国に求める。

(2) 雇用促進住宅を公共住宅として存続を

取手市の台宿雇用促進住宅を公共住宅として存続させる。180戸の中で130世帯が住む雇用促進住宅は家賃も比較的安く、ひとり親家庭など経済的に困難な家庭も住み続けられる住宅である。住民は、終の棲家として老後を過ごせるバリアフリーにも考慮した公共住宅

としての存続を切実に願っている。平成33年度までに雇用促進住宅の事業を廃止するとし、9月に独立行政法人高齢・障がい・求職者雇用支援機構による住民説明会も開かれた。住民は廃止に納得できるものではなく、市議会への請願を提出し「公共住宅としての存続を求める意見書」が圧倒的多数により可決され、厚労省はじめ関係機関に送付された。公共住宅として存続させる。

(3) UR賃貸住宅

UR賃貸住宅の家賃ルール「改定」について、居住者の意見を聞き直す。UR都市再生機構が保有する賃貸住宅(団地)の家賃について、「家賃ルール」の「改定」が検討されている。これに関連する「機構法一部改定案」の国会審議で、前任の太田国土交通大臣は、URに「居住者の意見を聞くよう」求めた。URは7月に、「URのホームページ」で意見を募集した。また、賃貸住宅(団地)の管理事務所内に、「A4版のお知らせ」を掲示した。しかし、多くの居住者が見る「屋外掲示板」や、階段1階の「UR掲示板」に貼り出さず、チラシで居住者に知らせることもしなかった。管理事務所の窓口でも、「掲示するよう指示されただけ」で管理事務所に来た居住者に案内することもしなかった。「お知らせするよう言われていない」ことが、「千葉・茨城公団住宅自治会協議会」の聞き取り調査でも明らかになっている。一方、高齢者の多くは、「ホームページ」を見る手段を持ち合わせていない。そのため、ホームページではごく一部の居住者以外「意見募集」を知らなかった。極めて不十分である。一方、URが意見募集したことに気付いた「団地自治会」の中には、自治会として「URが意見募集していること」を自治会独自のチラシなどで知らせ、居住者に意見を出すよう要請している。全国から5600件の意見がURに寄せられた。居住者の1%にも及ばず、何より多くの居住者が「意見募集」を知らずにいた。この事実は、「UR都市再生機構」が太田大臣の「居住者の意見を聞くよう」求めた指示を正面から受け止めていない姿勢と疑われかねない。大臣の指示の通り、「意見募集」について居住者に周知し、やり直すべきである。関係部署も、大臣の指示がどのように扱われたか調査し、実態を把握して要請に応えるよう求める。

(4) 東日本入国管理センターの情報を各市町村に早急に伝達する。過去にセンター内で2人が相次いで死亡したが、牛久市の担当者は新聞記事で知った。警察への連絡も処置が済んでからと遅かった。関係自治体にいち早く連絡するよう要望する。

(5) 暴力団対策

2013年5月、住民が気がつかないなか、守谷市大木1095番地に日本一規模の暴力団松葉会館総本部が建設された。住民からの訴えで、守谷市議会の佐藤弘子議員(日本共産党)が議会に一般質問で取り上げた。その後、平成24年秋から議会としても、市としても、住民の平穏な生活を守るための追放運動を近隣住民と始めた。

2015年5月、松葉会系暴力団幹部(59)が登記上の所有者である建設会社とその社長(58)に対し、土地と建物の所有権の移転を求めて裁判が始まり、1億2千万円で市に

売却する提示がされた。それが2億円に跳ね上がるなど、暴力団が先行した訴訟になっている。警察、国・県のバックアップで、暴力団の資金集めの根を根絶するよう指導する。毎月第二火曜日に、松葉会館に暴力団幹部が40～50台の車で集結している、住民は監視活動を続けている。

[8] すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障する

(1) 長谷川智恵子氏の不適切な発言

11月18日の第3回茨城県総合教育会議における、長谷川智恵子県教育委員の不適切な発言に対し、県内外の多くの団体・個人から強く抗議の声が現在もあがっている。県教育委員会の役割は、障害児教育の充実であり、障害のあるなしにかかわらず、基本的人権が尊重される共生社会を実現することにある。長谷川氏の発言は、障害をもつ子どもやその父母だけでなく、妊娠の圧力にもなりかねない。長谷川氏は辞職したが、教育行政の根本が問われている。小野寺教育長は、「深く陳謝」し、「特別支援教育について誠心誠意取り組んでおり、今後もより良い教育環境の充実に向け全力で推進して参りたい」と述べたが、教育委員会として長谷川発言を生んだ原因を深く究明すべきである。言葉だけにせず、特別支援教育の充実に真剣に取り組むべきである。

また、長谷川氏の一連の発言に、知事自身が容認して「問題はない」と発言したことは重大である。発言は撤回したが、今回問題となった「総合教育会議」は知事が招集し、知事と教育委員会が教育の振興に関する大綱を策定する。運用によっては、教育委員会の形骸化を招きかねない。「総合教育会議」の在り方を再検討し、教育委員会の改革と知事の政治的介入の排除を強く求める。

(2) 35人学級を全学年に拡大し、小中高校の30人学級に踏み出す。国に対し30人以下学級の速やかな実現を求める。

(3) 学校統廃合

石岡市において、城南中学校と石岡中学校の統合計画がすすめられ、地元説明会が開催されているが、区長、PTA役員、保護者、生徒等の関係住民から不安や異論が相次いでいる。文部科学省の「手引き」を機械的に適用することなく、保護者や住民の意向を十分尊重し、住民合意のもとで結論が得られるよう指導する。

(4) 私学助成の拡充

私立幼稚園において、新制度による施設給付型に移行せず、従来の枠組みに残ることで不利益にならないよう、私学助成予算を確保する。

私立学校の学費負担軽減のため、就学支援金制度を拡充するとともに、学校への経常費助成を増額する。

(5) スクールカウンセラー事業の拡充

本県では、国補助を活用したカウンセラー配置に加え、東日本大震災の被災県として国の全額委託による緊急派遣事業が実施され、県内すべての公立小・中・高校に配置又は派遣されている。緊急派遣事業を来年度も継続する、又は国補助事業を大幅に拡充し配置校数及び配置回数を増やし拡充する。さらに、スクールソーシャルワーカー事業を拡充し、学校現場での子どもの貧困対策として位置づける。

(6) 長期入院する児童生徒への学習支援

2013年度に初めて長期入院する子どもの学習実態調査が実施され、高校生の7割が学習支援を一切受けていないことが示された。本県では、県内5つの医療機関への訪問教育を行い、原則として、特別支援学校に転校したうえで22名(今年5月現在)の小中学生が病院で学習支援を受けている。一方、義務教育でない高校生への訪問教育は、本県では制度化されていない。すでに実施している自治体の取り組みを尊重しながら、国として制度化するとともに予算措置するよう国に求める。

(7) 特別支援学校

県内特別支援学校(23校)の教室不足は153(プレハブ仮設も不足に加えた数)に達し、教室不足を抱える14校中8校では10教室以上も不足している。これらの学校では、特別教室等を普通教室に転用するだけでは足りず、少なくとも学校で「圧縮学級」(教室不足のために本来3クラスのところを2クラスで運営)を実施せざるを得ない状況である。

普通教室不足を解消するとともに、つくば特別支援学校の分離・新設を急ぐ。

スクールバスの増車を図り、長時間・遠距離通学を一刻も早く解消する。添乗員は複数配置する。

通学区域の変更にあたっては、一人ひとりの子どもの状況に配慮する。

特別支援学校の設置基準を定めるよう国に求める。

(8) 教員の正職員化

茨城県は、「教員採用時期と、学年初めのクラス数確定時期が違うため」と、小中高校で約1割、特別支援学校で2割が臨時教員である。現場からは、「仕事内容が同じなのに」との声も出ている。教員採用は正規とする。

(9) 通学路の安全対策

文科省による通学路調査によって、改善がすすんだ。改善率を報告すること。さらに第2回目の調査を国に求める。

[9] 地方自治を守り、県民本位の財政を確立する

(1) 福祉・教育施設など県民生活に密着し、行政が直接責任を負う事業は、民間委託などではなく、公的責任で拡充をはかる。県施設への指定管理者制度にあたっては、これまでの実績を重視する。運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。

- (2) 福祉・医療・教育など住民サービス分野の職員の増員をはかる。当面、条例定数どおりの県職員を配置する。県職員の給与削減はやめる。退職者の再雇用は、定数には入れない。
- (3) 1票の格差が1対2未満となるよう公正な県議定数と選挙区割りに是正する。
- (4) 障がい者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善をはかる。点字広報や点字記載の投票用紙を配付する。投票所のバリアフリーをすすめる。政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。
- (5) 地方労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、県内労働界の実情に則して公正・民主的におこなう。
- (6) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算をはじめ警察行政全般を監視、点検できるように改める。
- (7) 都道府県を廃止し、住民の命と安全を守る国と地方の役割を放棄する道州制導入に反対する。
- (8) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障を強く国に求める。地方の財源確保の手段としての消費税増税には反対する。
- (9) 保有地対策を最終補正で増額する予算編成を改め、福祉・暮らし支援を優先にした財政運営に改める。
- (10) 税収確保は徴税強化によるのではなく、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改め、滞納者の生活実態を十分に把握し、きめ細かい納税相談に応じる。
- (11) 進出企業にたいする優遇税制、補助金はやめ、地元中小企業を支援する。
- (12) 土地開発公社、開発公社は廃止する。住宅供給公社の破産手続きを含め、公社の破たん処理は、国、金融機関にたいしても負担を求め、県民負担を最小限にする。破たんの原因と責任を明確にし、開発行政を転換する。

[10] 県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる

- (1) 百里基地周辺の騒音対策を強める。騒音被害調査をおこない被害補償を国に求めるとともに、県独自でもおこなう。基地周辺の騒音測定は、測定箇所・地点を増やし測定期間の延長をはかる。
- (2) 百里基地での早朝、夜間、昼休み時の飛行、市街地上空での低空飛行、原子力施設上空の飛行は禁止するよう国に求める。
- (3) 年間600回を数える百里基地の民間滑走路の自衛隊機使用は規制する。
- (4) 日本政府が批准している「オスロ条約」に基づき、百里基地が保有するクラスター爆弾の迅速な廃棄を国に求める。

- (5) 米軍再編による百里基地での米軍機訓練は中止するよう国に求める。日米地位協定による日米共同使用基地を撤回させる。百里基地の縮小・撤去を国に求める。
- (6) 米軍機の低空飛行訓練の中止、オスプレイの配備の撤回を日米両政府に求める。グリーンルートの訓練回数、低空飛行訓練の高度、自衛隊訓練空域の使用などについて県民に明らかにする。百里基地へのオスプレイの配備に反対し、今後の飛行・展示は中止するよう国に求める。
- (7) 憲法の平和・人権・民主主義の原則を県政の各分野に生かす。憲法第 9 条と「非核平和茨城県宣言」の立場から、非核・平和に関する施策を積極的にすすめる。核兵器廃絶をめざす県民の自主的なとりくみを支援する。
- (8) パリでの事件などテロは卑劣な犯罪行為である。同時に戦争でテロはなくせない。空爆などの軍事作戦の強化は、憎しみの連鎖をつくり出し、テロと戦争の悪循環をもたらすだけである。

国際社会が一致結束してやるべきことは、テロ組織への資金・人・武器を断つ。貧困や差別などテロの土壌をなくす。シリアとイラクの平和と安定をはかる。難民の人権を守り抜く国際支援こそ重要である。

安保法制（戦争法）で政府は、I S 等に対する軍事支援を断れなくなっている。これは日本が『憎しみの贈り物』をすることになり、日本国民がテロの標的にされることになる。

戦争法の早期廃止を国に求める。